

	浜松市市民協働推進条例	岡山市協働のまちづくり条例	神戸市民による地域活動の推進に関する条例	志木市市民協働推進条例
施行日	平成15年4月1日 改正平成20年4月1日	平成13年4月1日 改正平成23年4月1日	平成16年10月1日	平成21年4月1日
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民協働の基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、市民協働を推進するために必要な措置を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が、協力し、及び連携して公益の増進を図り、豊かで活力ある市民主体の地域社会を築くことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、非営利公益活動団体の自主性及び自立性を尊重しながら、その知恵と力を最大限に生かしたまちづくりを進めるため、市、市民及び非営利公益活動団体の果たすべき責務、役割等を定めるとともに、非営利公益活動を支援するに当たっての原則、手続、講ずべき支援措置等を定めることによって、非営利公益活動を促進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民と市との協働と参画のまちづくりを推進し、市民の知恵と力が生きる、個性豊かで魅力と活力とにあふれた地域社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民、市民活動団体及び市が協働してまちづくりを推進するため、市民、市民活動団体及び市の役割を明らかにするとともに、市民協働の推進に関し基本的な事項を定めることにより、市民が誇りと愛着を持ち、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
定義	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民協働 市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの相違を認識し、市民が望むまちづくりを目指して、多角的及び多元的に取り組むことをいう。</p> <p>(2) 市民活動 市民及び事業者が自主的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって社会貢献性を持つものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動</p> <p>イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動</p> <p>ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体であって継続性を持つものをいう。</p> <p>(4) 事業者 主として営利を目的とする事業を行う者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、自発的かつ自立的に行う営利を目的としない公益活動をいう。</p> <p>2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの</p> <p>(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの</p> <p>(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、働き又は学ぶ者、市内で活動する地域組織、NPO その他の団体及び市内に事務所又は事業所を有する法人をいう。</p> <p>(2) 地域組織 地域において営利を目的としない公益的な活動を行う組織をいう。</p> <p>(3) NPO 特定の社会的な課題に自主的に取り組む社会貢献性のある団体をいう。</p> <p>(4) 地域 市民がお互い助け合い、はぐくみ合う心豊かな生活を送ることを目的として活動する区域をいう。</p> <p>(5) 地域活動 地域の課題を解決することを目的とし、営利を目的としない公益的な活動を行うことをいう。</p> <p>(6) 協働と参画 市民と市とがそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、活動の前提としての地域活動に関するお互いの情報の提供及び活用(以下「情報共有」という。)に努め、相互に補完及び協力をし、共に公共的活動を行うことをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民協働」とは、市民、市民活動団体及び市が公共の利益に資するまちづくりのため、それぞれの役割と責任の下に対等な立場で相互に連携し、協力して共通の課題解決に取り組む活動をいう。</p> <p>2 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自発的に行う、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動で、営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動</p> <p>(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動</p> <p>(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>3 この条例において「市民活動団体」とは、組織的かつ継続的に市民活動を行うことを目的とする団体をいう。</p>
基本理念	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民協働は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。</p> <p>(1) 市民、市民活動団体、事業者及び市が、それぞれの役割と責務を理解し、互いが対等なパートナーであることを認識するとともに、互いに協力し、及び支援し合うこと。</p> <p>(2) 市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの自主性及び主体性を尊重し、多様な協働の形態により行われること。</p> <p>(3) 市民、市民活動団体、事業者及び市が、公正性及び透明性を確保し、互いの情報を共有し合うことにより、相互の参加及び参画が図られること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市、市民及び非営利公益活動団体は、非営利公益活動が豊かで活力ある地域社会の実現に寄与する役割を認識し、それぞれの責務と役割のもとに協働してまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市が非営利公益活動団体を支援するに当たっては、非営利公益活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で透明性の高いものでなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本的な理念(以下「基本理念」という。)に基づき、非営利公益活動を促進する施策の実施に努めなければならない。</p>		<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民、市民活動団体及び市は、相互に自主性及び自立性を尊重し、多様な協働の形態により市民協働の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市民、市民活動団体及び市は、市民協働に関し公正性、公平性及び透明性を確保し、情報の共有に努めるものとする。</p>

市民 の役割	(市民の役割) 第4条 市民は、基本理念にのっとり、社会に関心を持ち、地域社会の一員として自らできることを考えて行動し、市民活動及び市政に参加し、並びに協働する意識を持つよう努めるものとする。	(市民の役割) 第5条 市民は、基本理念に基づき、非営利公益活動に関する理解を深め、その活動に協力するよう努めるものとする。	(市民の役割) 第3条 市民は、自主性及び自律性が尊重される中、まちづくりにおける自らの立場を自覚し、積極的に協働と参画のまちづくりに努めるものとする。 2 市民は、身近な地域及び市政に対する関心を自ら高め、活動するよう努めるものとする。	(市民の役割) 第4条 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、市民協働に関する理解を深め、地域社会の一員として市政に参画するとともに、自らが有する知識、経験及び能力を生かして、市民活動を行うよう努めるものとする。
地域 団体 の役割				
市民 活動 団体 の役割	(市民活動団体の役割) 第5条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自己の責任の下に自らの活動を推進することにより、当該活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。	(非営利公益活動団体の役割) 第6条 非営利公益活動団体は、基本理念に基づき、非営利公益活動の実施に努めるとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。	(地域組織及びNPOの役割) 第4条 地域組織及びNPOは、地域社会でその一員として自己の責任の下に活動し、広く地域住民から理解され、及び支持されるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地域組織、NPO、事業者その他の団体(以下「地域組織等」という。)及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。	(市民活動団体の役割) 第5条 市民活動団体は、基本理念に基づき、市民協働に関する理解を深め、自己の責任の下に市民活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。
事業者 の役割	(事業者の役割) 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として市民活動がまちづくりに果たす役割を理解し、及び市民活動に自発的に協力するよう努めるものとする。		(事業者の役割) 第5条 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域活動に関する理解を深めるとともに、必要に応じて、他の地域組織等及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。	
市の 責務・ 役割	(市の責務) 第7条 市は、基本理念にのっとり、市民協働を推進するための環境の整備に努めるものとする。 2 市は、市民協働を推進するため、必要な情報を積極的に提供し、広く市民の意見を求め、及び市民からの市民協働に関する働きかけに対し適切に対処するよう努めるものとする。 3 市は、市民協働を推進するため、職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、職員一人ひとりの意識改革を図るよう努めるものとする。		(市の役割) 第6条 市は、市民による地域活動の自主性及び自律性を尊重しなければならない。 2 市は、協働と参画のまちづくりを推進するため、市民が自ら地域における課題の解決に向けて取り組むことができるよう、必要な施策を講じなければならない。 3 市は、市民が自ら地域における課題について考え、及び行動することができるよう、市政に関する情報の公開及び提供を図り、市民と市の情報共有に努めなければならない。 4 市は、市職員に対する協働と参画のまちづくりに関する啓発、研修等を実施し、職員が協働と参画のまちづくりの重要性の認識を深めるよう努めなければならない。	(市の役割) 第6条 市は、基本理念に基づき、市民協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。 2 市は、啓発、研修等を通じて、市民協働に関し、市民、市民活動団体及び市職員の理解を深めるよう努めるものとする。 3 市は、市民協働が円滑に推進されるよう、環境の整備、必要な支援等適切な措置を講ずるものとする。
市職員 の役割			(市職員の役割) 第7条 市職員は、協働と参画のまちづくりを推進するため、市民本位の立場から職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、協働と参画のまちづくりを推進するため、必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。	
基本 施策	(基本施策) 第8条 市は、市民協働を推進するため、市民、市民活動団体及び事業者と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。 (1) 市民、市民活動団体及び事業者が市政に参画することができる機会づくりに関すること。 (2) 市民、市民活動団体及び事業者が互いに支援することができる仕組みづくりに関すること。	(市の施策) 第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、この条例に定める支援措置を講ずるほか、非営利公益活動団体が市と協働してまちづくりを進めるための環境整備に資する支援の充実に努めるものとする。		

	<p>(3) 情報提供及び情報交換の推進、活動拠点の確保並びに人材開発の環境整備に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、市民協働を推進するために必要があると認める事項</p> <p>2 市は、前項の施策を実施するため、市の組織内における体制を整備するものとする。</p>			
協働による事業				<p>(協働による事業)</p> <p>第7条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、市民活動を行う市民と協働して事業を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、協働によるまちづくりを推進するため、市民活動団体と協働して当該市民活動団体の特性を生かすことができる事業を行うよう努めるものとする。</p>
市民と市との関係			<p>(市民と市との関係)</p> <p>第8条 市民及び市は、対等の立場でお互いの役割を理解し、及び尊重しながらパートナーシップ関係を構築するものとする。</p> <p>2 市民及び市は、地域における市民相互の情報共有及び市民と市との情報共有に基づき、協働と参画のまちづくりを進めるものとする。</p>	
協定の締結等			<p>(協定の締結等)</p> <p>第9条 市民及び市は、地域における課題の解決に取り組むため、双方協議の上でお互いの役割分担を定め、協定を締結することができる。</p> <p>2 市は、様々な地域組織等の多様な活動内容に注目し、柔軟かつ弾力的な地域活動を推進するため、地域組織等のゆるやかな連携によるまちづくりを目指すものとする。</p>	
市民等の市政への参画機会	<p>(市民等の市政への参画機会)</p> <p>第9条 市は、市民協働を推進するため、市民、市民活動団体及び事業者と互いに情報を開示し、及び共有し合うとともに、市民、市民活動団体及び事業者が市政に参画する機会を充実させるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 政策を形成する段階から、行政情報をわかりやすく提供し、市民、市民活動団体及び事業者からの意見を受け止めるとともに、市民、市民活動団体及び事業者が市政に多様な形態で参画できるための仕組みを整備すること。</p> <p>(2) 市民、市民活動団体及び事業者からの市民協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。</p>			
市が行う業務への参入機会	<p>(市が行う業務への参入機会)</p> <p>第10条 市は、市民協働の推進に当たり、市民活動団体に対し、市が行う業務のうち市民活動団体の特性を活用することができるものについて、委託その他の方法で実施することにより、市が行う業務への参入の機会を拡大するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、前項の規定により業務を実施するに当たっては、公募及び公開を原則とするよう努めるものとし、当該業務を実施する市民活動団体と対等な関係を保つものとする。</p> <p>3 第1項に規定する市民活動団体の特性を活用することができる業</p>			

	務を実施した者は、当該業務に関し、実績を評価し、及び公表することにより、市民、市民活動団体及び事業者に対して、説明責任を果たすものとする。			
人材支援			(人材支援) 第10条 市は、市民による地域活動を推進するため、地域を支える人材を支援するための施策を講ずるものとする。 2 市は、地域における人材に対する評価及び表彰の制度の充実に努めるものとする。	
財政的支援・基金	(浜松市市民協働推進基金の設置) 第11条 市は、市民、市民活動団体及び事業者が市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するため、浜松市市民協働推進基金(以下「基金」という。)を設置する。 2 基金として積み立てる額は、寄附金及び予算で定める額とする。 3 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。 4 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。 5 基金は、第1項に規定する基金の設置目的を達成するための経費に充てる場合に限り処分することができる。 6 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体のうち市長が別に定めるものに対して、助成することができる。 7 市長は、市民活動団体が前項の助成を受けようとする場合は、市長が別に定めるところにより、浜松市市民協働推進委員会の審査を経て、助成先及び助成額を決定するものとする。		(財政的支援) 第11条 市は、市民による地域活動を推進するため、市民の自主的な提案に基づく地域における課題の解決に資する活動に対し、予算の範囲内で助成することができる。 2 市は、市民による地域活動を推進するため、地域に対する助成制度について、地域の実情を踏まえて運用するものとする。	
活動の場の整備			(活動の場の整備) 第12条 市は、市民による地域活動を推進するため、情報の受信及び発信をする機能、活動を支援する機能及び市民による地域に関する提案等を調整する機能を有する場の整備に努めるものとする。 2 市は、市民による地域活動を推進するため、地域内の施設を有効に利用するよう努めるものとする。	
登録制				
特定非営利公益事業の指定	(特定非営利公益事業の指定) 第8条 市長は、非営利公益活動団体が行う非営利公益活動のうち、特に、国際的水準等に照らし先進的な事業で、本市のまちづくりの基本目標の実現に著しく寄与すると認められるものを特定非営利公益事業として指定することができる。 2 前項の指定は、第10条に規定する岡山市特定非営利公益事業指定審議会の議を経て行うものとする。 (指定の申請) 第9条 前条第1項の指定を受けようとする非営利公益活動団体は、市長に申請をしなければならない。 2 前項の申請をすることができる非営利公益活動団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。			

		<p>(1) 過去の実績等から能力及び信用があり、指定を受けようとする非営利公益活動を安定的に継続して行うことができると認められる団体であること。</p> <p>(2) 市のまちづくりの基本目標に賛同し、市と協働して公益に資する活動を行う団体であること。</p> <p>(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)、暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないことと認められること。</p>		
推進体制	<p>(浜松市市民協働推進委員会の設置等)</p> <p>第12条 市は、市民協働の推進に関する事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、市民協働の推進に関し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第13条 委員会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 市民</p> <p>(2) 市民活動団体の関係者</p> <p>(3) 事業者</p> <p>(4) 知識経験を有する者</p> <p>(5) 学識経験を有する者</p> <p>(任期)</p> <p>第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員の再任は、1回までとする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第15条 委員会に委員長及び副委員長を1人ずつ置く。</p> <p>2 委員長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 副委員長は、委員長が指名する。</p> <p>4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>(岡山市特定非営利公益事業指定審議会の設置)</p> <p>第10条 市長は、特定非営利公益事業の指定等について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市特定非営利公益事業指定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第11条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第12条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 市民</p> <p>(3) その他市長が適当と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長等)</p> <p>第13条 審議会に、会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議等)</p> <p>第14条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、第8条第1項の規定による指定の申請をした非営利公益活動団体の代表者又はその代理人に対し、会議への出席を求め、指定を受けようとする非営利公益活動その他調査審議に必要な事項について説明させることができる。</p> <p>5 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p>	<p>(推進体制)</p> <p>第13条 市は、地域に密着した行政を推進するため、地域を担当する組織及び職員の充実に努めるものとする。</p> <p>(地域活動推進委員会の設置)</p> <p>第14条 市長の附属機関として、神戸市地域活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 諮問に応じ、地域活動の推進に関する事項を調査審議し、及び当該事項について意見を述べること。</p> <p>(2) 地域活動の推進に関する施策の実施状況及び地域活動の現状について意見を述べること。</p> <p>3 委員会は、12人以内の委員で組織する。</p> <p>4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	

		6 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って、別に定める。		
特定 非営利 公益 事業 への 支援 措置		<p>(特定非営利公益事業への支援措置)</p> <p>第15条 市長は、特定非営利公益事業の実施に必要な土地、施設等を当該事業を実施する非営利公益活動団体(以下「特定非営利公益活動団体」という。)に対し無償で貸し付け、使用料を減額又は免除する等、当該事業の実施を促進するための支援措置を講ずることができる。</p> <p>(特定非営利公益事業及び団体の活動状況等に係る報告)</p> <p>第16条 特定非営利公益活動団体は、特定非営利公益事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告するほか、当該事業への支援が行われている間、毎年度当該団体の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。</p> <p>2 市長は前項の報告を受けたときは、その内容を市民に公開しなければならない。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第17条 市長は、特定非営利公益事業団体が行う特定非営利公益事業が、第8条第1項の規定に適合しなくなったとき又は当該団体が第9条第2項各号の規定に抵触することとなったときは、審議会の議を経て、第8条第1項の規定に基づく指定を取り消すことができる。</p>		
委任	(委任) 第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	(委任) 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		(委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。